医療機器の任意登録

D.医療機器の任意登録

マレーシアの保健省(Ministry of Health)は「医療機器」("medical devices") を疾病、傷害の診断、予防、 監視、処置のヘルスケアに使用される、医薬品を除く全ての製品と定義している。医療機器には、救急車、工具などの一般的な作業工具、または一般目的のラボ用器具は含まない。

▶ 平成25年度 新興国マクロヘルスデータ、規制・制度に関する調査―国別詳細版―規制法

近年まで医療機器に関わる規制は存在せず、2012年に医療機器法2012(2013年7月より施行)が制定された。 医療機器に関する法律(Act 737)、医療機器監督機関に関する法律(Act 738)にはグローバルスタンダードが適 応されている。リスク区分に応じた医療機器登録が義務付けられ、販売者には販売先の管理および有害事象報告を含 めたポストマーケットサーベイが必要となる。

<u>監督機関は Medical Device Authority (2013年秋には設立)である。</u>機器の調達は保健省が一貫して責任を持っており、機器に適した管理を委ねられている。しかしながら民間企業が用いる機器はその管理外におかれている。 適合性評価を行う機関 (CAB) は未だ登録完了していないものも含めると10機関となっている。

リスク分類 医療機器はリスクに応じてA(低・届出制)~D(高・認可制)のつのクラスに分類され、これらのクラスはGHTF(Global Harmonization Task Force)のそれと一致する。